

■地方独立行政法人法の規定による繰越

○第40条第4項

地方独立行政法人は、中期目標期間終了時に積立金があるときは、設立団体の長の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

○第40条第5項

設立団体の長は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

○第40条第6項

地方独立行政法人は、第4項に規定する承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

●設立団体の承認を受ける額（地方独立行政法人法逐条解説）

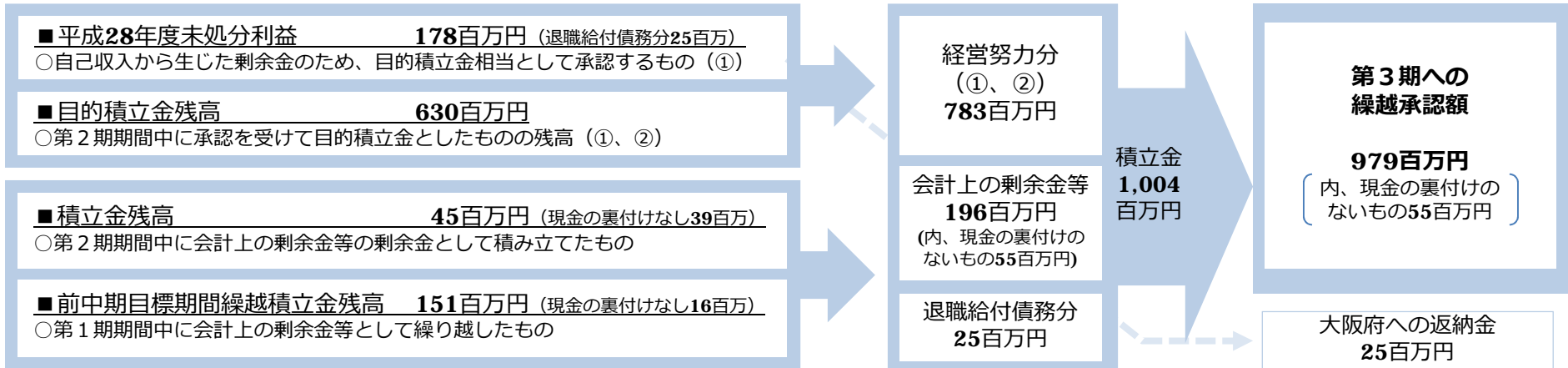
- ①地方独立行政法人の自己収入から生じた剰余金
- ②経営努力により生じた剰余金
- ③実施できなかった業務を次期の中期目標期間に繰り越す場合におけるこれに相当する額 など
これにより、経営努力へのインセンティブが法人に対して与えられることが期待される

●評価委員会の意見聴取（地方独立行政法人法逐条解説）

経営努力によりどれだけ残余が生じたかという判断や経営努力等により生じた金額であるとの判断につき公平性・中立性を確保する観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く

第2期中期目標期間終了時の積立金

繰越承認額等



■大阪府の考え方 第2期中期目標期間終了時の積立金1,004百万円の内、979百万円の繰越を承認する。

- 第2期中期目標期間において、4学域制導入への改編という大きな変革を成し遂げつつ、運営費交付金の計画的な削減を進めながら、外部資金の獲得や運営経費の抑制等に取り組んできた。
 - 一方、今後の少子化や大学間競争を見据えて、優秀な教員や学生の確保は法人経営の課題であり、そのためには教育研究設備等の老朽化対策など、教育研究環境の維持向上が不可欠である。
 - 特に、第3期中期目標期間中には、法人統合及び大学統合という大きな変革を控えており、学生の受験動向や教育内容に大きな影響を与えることから、優秀な学生や教員の確保は喫緊の課題である。
- ⇒ このため、高度研究型大学として教育研究等の質を維持向上し、第3期中期目標を達成するには、積立金を活用して、戦略的に入試広報や教育研究環境の整備などに取り組むことが必要ことから、積立金の繰越を承認するものである。

■戦略的な取組の実施 (924百万円)

- 経営基盤の強化 (164百万円)
 - ・戦略的な入試広報を実施し、志願者数の増加を図ることで、優秀な学生の獲得、受験レベルの維持、収入増を図る。
- 教育研究等の質の向上(428百万円+197百万円)
 - ・研究機器や実習設備の更新等により、教員や学生の活動を支援することで、有為な人材の育成や外部資金獲得等に資する研究力の強化を図る。
 - ・高度研究型大学としての研究活動や論文作成に必要な世界の論文データ等の高騰に対応する。
- 第3期中期目標達成経費 (135百万円)
 - ・学生の海外派遣を進めるための支援を拡充する。